

## **[事案 24-25] 契約者貸付取消請求**

・平成 24 年 8 月 27 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

偽造された申込書によって自分名義の契約者カードが作成され、契約者である自分に無断で契約者貸付がなされたことを理由に、契約者貸付の無効等を求めて申立のあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 6 年 9 月に加入した入院・手術保障付養老保険および平成 8 年 12 月に加入した個人年金保険について、自分の与り知らぬところで、契約者カード申込書および契約者貸付申込書が作成されていた。筆跡・押印鑑定書によると、いずれの申込書においても筆跡は自分のものとは異なり、またその印鑑の印影も自己のものとは異なるので、契約者貸付は偽造された申込書により、本人の意思に基づかずに締結された無効な契約である。よって、貸付を無効とするとともに、偽造書類の作成に関係したと思われる者に対して、慰謝料の支払いと、本件両契約に対して払い込んだ保険料の倍額の支払いを求める。

### **<保険会社の主張>**

下記の理由により、いずれの契約者貸付も有効に行われており、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1)平成 15 年 7 月に申込まれた契約者貸付および契約者カードの申込みは、本件両契約に係る保険証券・契約印・契約者の健康保険証の提示を受けて正しく処理している。
- (2)契約者カードは申立人の自宅宛に配達記録郵便にて郵送されている。
- (3)仮に、上記申込書の筆跡・押印が申立人本人のものではないとしても、申立人同席の上で申立人の妻が行った可能性が考えられる。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、偽造された申込書により契約者貸付がなされたことについて、契約者貸付の無効を主張するものであると解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の理由により、本件は指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 3 号に基づき、裁定打切り通知にて理由を明らかにして裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)申立人の請求が認められるか否かは以下の 2 点が問題となる。
  - ①本件契約者貸付の申込み書類の署名が偽造され、契約印でない印鑑が押されたのか  
申立人は申立人の筆跡・押印鑑定書を提出し、申立人の筆跡・印鑑によるものではないことについて、一応の立証をしているが、これを認定するに当たっては、鑑定書の内容について、保険会社の鑑定人に対する尋問権を確保する必要がある。
  - ②上記①の場合においても署名の代行自体は認められるが、申立人の妻が申立人の同意を得て作成したのか。  
保険会社が、申立人の妻が署名押印の代行を行った可能性を主張している以上、契約

者貸付の有効性を判断するには、申立人、申立人の妻、手続をおこなった保険会社職員に対して、反対尋問権が確保されたうえでの証人尋問手続が必要となる。

- (2) しかしながら、裁判外紛争処理機関である当裁定審査会は鑑定人の尋問や証人尋問を求める権限がなく、専門家に鑑定を嘱託する手続も有していないことから、公正かつ適正な判断を行うためには、本件は裁判所における訴訟による解決が適当であり、当裁定審査会において裁定を行うことは適当でないと判断する。